

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

	担当課	保健福祉課	検索番号	6-5
法令名	生活保護法	根拠条項	49	
許認可等	医療機関の指定			
(根拠規定)				
生活保護法第 49 条				
厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院、診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）若しくは薬局又は医師若しくは歯科医師について開設者又は本人の同意を得て、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。				
(許認可等の基準)				
医療機関の指定については、次の基準により行う。				
・生活保護法による医療扶助運営要領について				
(昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知)				
第 4 医療扶助指定機関				